

組合員資格確認のお願い

当ＪＡ定款規定により、組合員加入申し込み時の提出書類記載事項に変更があった場合や、組合員資格に変動があった場合は、その旨を届け出ていただくことになっています。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更・修正があった場合は、当ＪＡ支店窓口へお申し出いただきますようお願いいたします。

【当ＪＡの組合員資格】

１．正組合員資格

５アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であり、その住所または農業に係る土地・施設が、当ＪＡの地区内（ ）にある。

１年のうち、６０日以上農業に従事している個人であり、その住所または農業に係る土地・施設が、当ＪＡの地区内（ ）にある。

２．准組合員資格

住所が、当ＪＡの地区内（ ）にある。

勤務地が当ＪＡの地区内（ ）にあり、かつ、当ＪＡの 資金の借り入れ、貯金・定期積金、 農業生産資材・生活用品の購入、 共済加入のいずれかを１年以上継続して利用している。

住所が当ＪＡの地区外にあり、かつ、当ＪＡの 農業生産資材・生活用品の購入、
ＪＡ直売所への農産物の出荷。（生産する物資の運搬・加工・貯蔵又は販売）
のいずれかを利用している。

（ ）当ＪＡの地区

綾部市、福知山市、舞鶴市の区域とします。ただし、福知山市については、下豊富・中六人部地域及び三和町、夜久野町、大江町の区域です。

なお、現在の組合員資格については、「平成２２年度 出資配当金お支払のご案内」の宛名面に記載されている組合員資格でご確認ください。